

議員提出議案第1号

日進市議会会議規則の一部改正について

日進市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日提出

提出者	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	武田	治敏
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、議会活動等を周知するために発行する議会広報紙の編集及び作成に関する協議又は調整の場を新たに設けるため、日進市議会会議規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

議会の運営に関し協議を行うための場を設けるため、第166条第1項の別表において広報編集協議会を追加する。

日進市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
 議会規則第 号

日進市議会会議規則(平成6年日進町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第166条関係)				別表(第166条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政の重要な事項に関する協議及び議会の運営等に関する協議又は調整	全議員	議長	全員協議会	市政の重要な事項に関する協議及び議会の運営等に関する協議又は調整	全議員	議長
広報編集協議会	議会活動を周知するため発行する議会広報紙の編集及び作成に関する協議又は調整	副議長並びに総務、文教委員会、福祉厚生委員会及び市民建設委員会から選出された者	広報編集協議会長				

附 則

この規則は、令和5年4月30日から施行する。